

一般社団法人システム制御情報学会
寄稿投稿規程

第1条 「システム制御情報学会誌」（以下、会誌と呼ぶ）ならびに「システム制御情報学会論文誌」（以下、論文誌と呼ぶ）への寄稿および投稿はこの規程による。

第2条 著者(そのうち少なくとも1名)は正会員または学生会員でなければならない。ただし、編集委員会が承認または依頼したものはこの限りではない。

第3条 原稿は一般に公表されている刊行物に未発表のものに限る。ただし、編集委員会が承認したものはこの限りではない。

第4条 原稿の採否は査読の結果にもとづいて編集委員会が決定する。編集委員会は原稿について訂正を求めることがある。

第5条 会誌および論文誌に掲載される記事、論文などの著作権は原則として本会に帰属するものとする。

第6条 原稿は、和文または英文とする。なお、原稿作成の詳細は「システム制御情報学会執筆要項」に従うものとする。必要とされる書式は請求があり次第送付する。

第7条 論文誌に掲載する記事は、「招待論文」、「論文」、「研究速報」とする。

1. 招待論文は、論文特集号を企画するに当たって編集委員会が企画・依頼する論文であって、以下のいずれかの内容を含むものである。
 - ・論文特集号の総説や展望を与えるもの
 - ・論文特集号に関連し、システム、制御、情報分野において、学術上、産業上の発展に著しい寄与が認められる研究、開発に関するもの
2. 論文は、システム、制御、情報分野における会員の新しい研究、開発の結果をまとめたもので、その内容が学術上、産業上の発展に寄与するものとする。ただし、新しい研究、開発とは、新理論、新事実、新技術、新手法などの提示のみならず、従来の結果の拡張、補充、系統化、新分野への応用なども含むものとする。
3. 研究速報は前項に示した分野における学術上、技術上の研究結果を、速やかに報告することを目的とするものである。内容は新しいデータの提示、新しい考え方、技術、手法などの示唆にとどまるものでもよい。

第8条 論文誌に掲載された記事についての責任は著者が負うものとする。

第9条 論文誌投稿者は次のことを遵守しなければならない。

1. 論文誌への投稿者は、「論文誌投稿の手引き」に記載の書類一式を編集委員会宛に送付するものとする。この書類一式が編集委員会に到着した日をもって、論文・研究速報の受付日とする。ただし、改訂を求められた原稿が指定期間内に到着しない場合には、最初の受付日は無効とする。なお、投稿原稿は原則として返却しない。

い、

2. 論文・研究速報の掲載にあたっては、掲載料を支払うものとする。掲載料は別途定める。但し、招待論文の掲載にあたっては、掲載料を無料とする。

第10条 本規程の改廃は理事会において決める。

付 則

1. 第5条の著作権に関して、著作者自身が自分の記事、論文などの全文または一部を複製、翻訳、翻案などの形で利用する場合、これに対して本会では原則的に異議申し立てをしたり妨げることとはしない（複製、翻訳、翻案などに際しては、出典を明らかにするものとする）。また、第三者から記事、論文などの複製あるいは転載に関する許諾の要請があり、本会において必要と認めた場合は、著作者に代わって承諾することがある。なお、この処置によって、第三者から本会に対価の支払いがあった場合には本会会計に繰り入れる。
2. 第7条の招待論文は刷り上がり 6 ページ、論文は刷り上がり 8 ページを標準とする。また、研究速報は同 2 ページを標準とし、3 ページを限度とする。なお、研究速報で 3 ページを越えると推定されるものは受付けない。
3. 編集委員会は、掲載料の滞納者に対し、掲載料の支払いが完了するまで、新たな投稿原稿を受け付けない。
4. 本規程は、システム制御情報学会論文誌投稿規程、会誌寄稿原稿執筆について、著作権についての内規を統合し、本規程、会誌寄稿の手引き、論文誌投稿の手引きに分離整理したものである。
5. 本規程は、2016 年 4 月 1 日より施行する。
6. 本規程は、2018 年12 月25 日よりこれを改定する。